



資料編

資 料 編

- 1 市民アンケート調査結果の概要
- 2 策定の経緯
- 3 諮問・答申
- 4 条例等
 - ・小美玉市自治基本条例
 - ・小美玉市総合計画審議会条例
 - ・総合計画策定委員会設置要綱
- 5 審議会委員名簿
 - ・小美玉市総合計画審議会委員名簿

1 市民アンケート調査結果の概要

① アンケート調査概要

■調査対象者

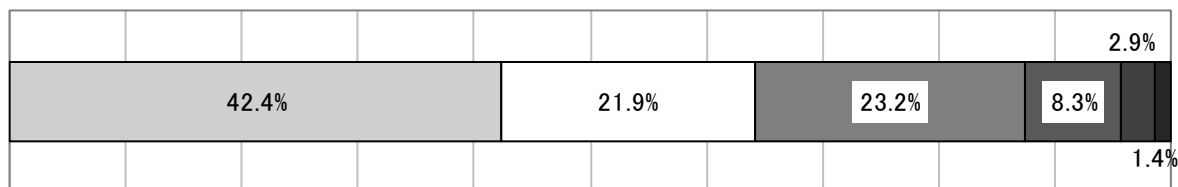
- ・市内在住の18歳以上の男女 2,000人（住民基本台帳から無作為に抽出）

■調査方法・調査期間・配布・回収数

- ・郵送による配布・回収（無記名）
- ・平成28年7月28日（水）～平成28年8月20日（土）
- ・配布数：2,000票／回収数：645票／回収率：32.3%

② 市民アンケート調査結果概要

■小美玉市に住み続けたいですか



□ 住み続けたい

□ 当分住み続けたい

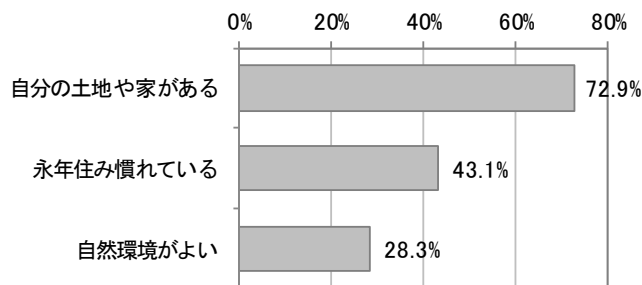
■ どちらとも言えない

■ できれば住み続けたくない

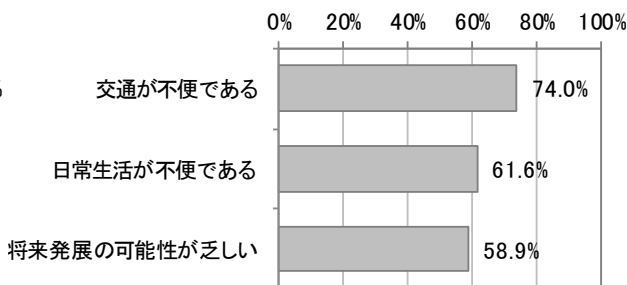
■ 住み続けたくない

■ 無回答

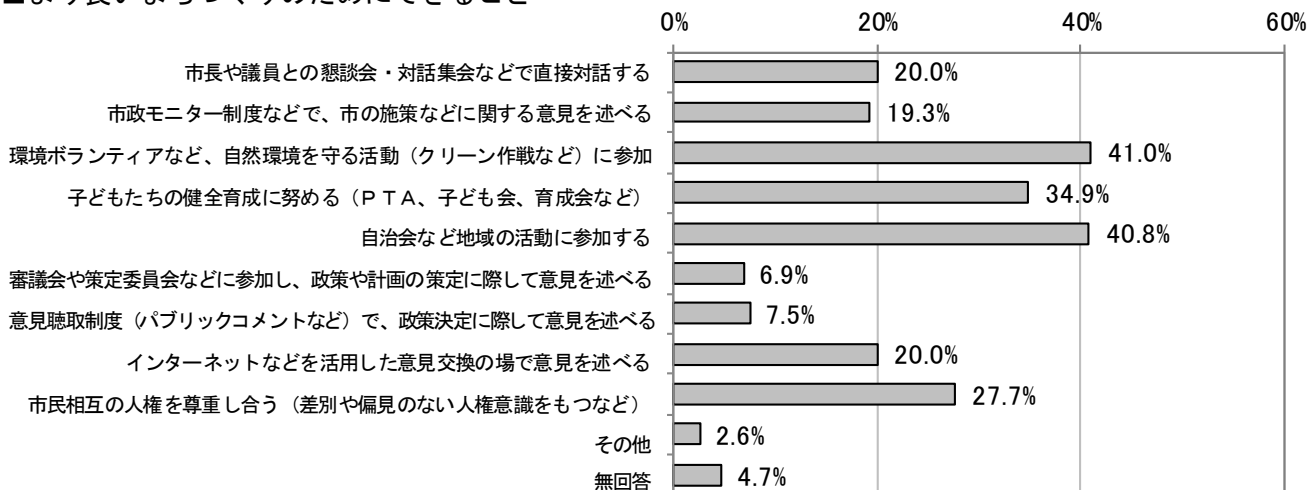
■住み続けたい理由（上位3項目）



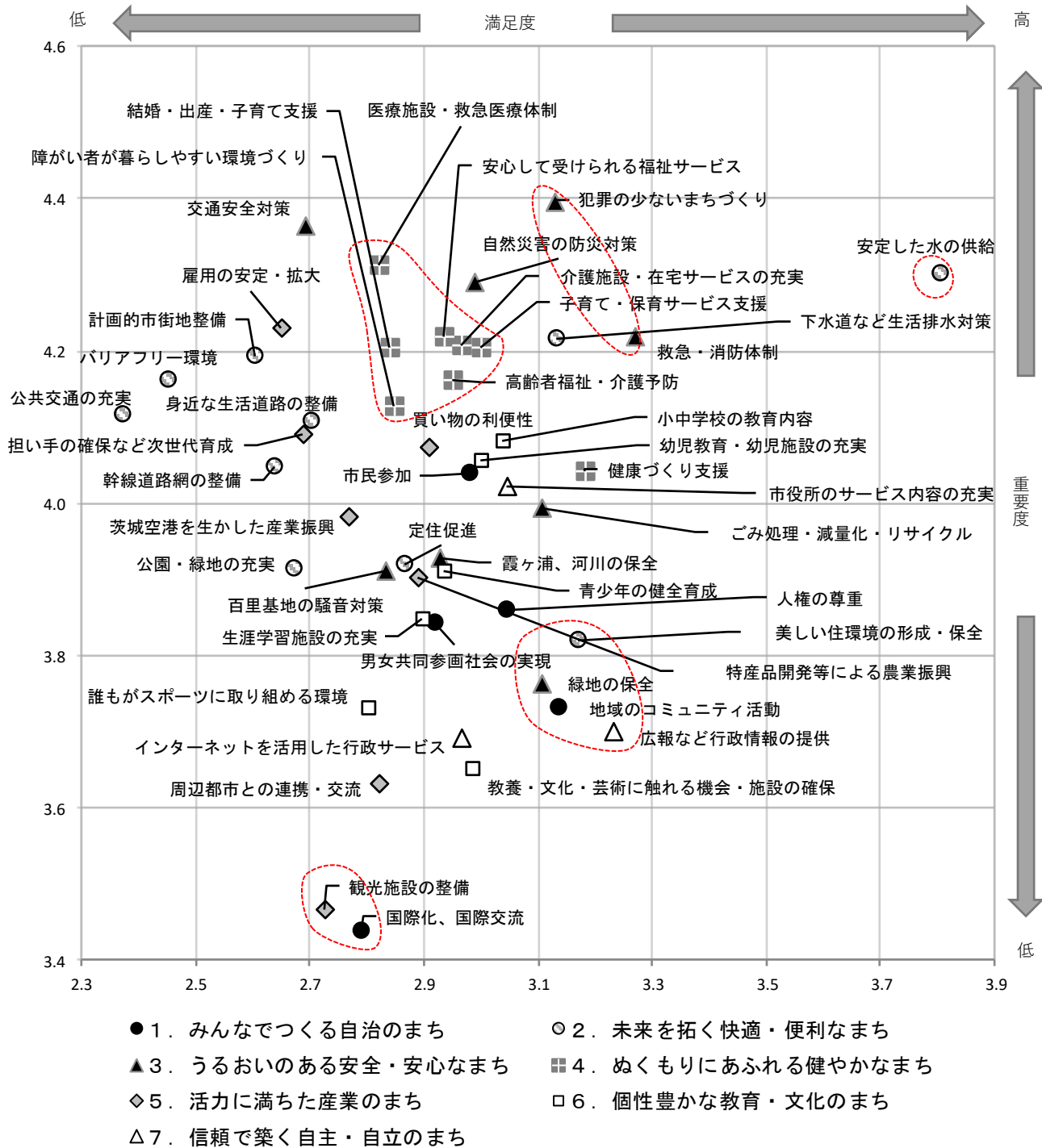
■住み続けたくない理由（上位3項目）



■より良いまちづくりのためにできること



■施策ごとにみた小美玉市の満足度・重要度



2 策定の経緯

■平成 28 年度

開催年月日・期間	会議等種別	内容・事項
平成 28 年 7月5日	○第1回策定委員会	・策定方針について ・策定委員会のスケジュールについて ・アンケート・ワークショップについて
7月28日～8月20日	□市民アンケート調査	・市内在住 18 歳以上の男女 2,000 人 ・回収率 32.3%
8月4日～8月22日	・各課達成度調査	・後期基本計画の達成状況について、調査票調査の実施
10月6日～10月7日	□市民・団体グループヒアリング	・5分野のカテゴリーでヒアリング実施 - A 保健・福祉・医療関係 - B 産業振興 - C 教育・文化 - D 防災・安全 - E 地域まちづくり
10月16日	□第1回まちづくりワークショップ	・安全・安心、活力などテーマ別に小グループによるワークショップを実施 ・小美玉市のダイヤモンドを見つける ・小美玉市のダイヤモンドを磨いて、光をあてる！
11月29日	○第2回策定委員会	・市民意向調査結果概要について ・小美玉市を取巻く状況について ・後期基本計画の達成状況について
12月27日	●第1回審議会	・策定方針について ・小美玉市を取り巻く状況について ・市民意向等の結果概要 ・後期基本計画の達成状況について
12月27日	・市長ヒアリング	・市民意識調査・達成度状況調査結果 ・将来人口について ・小美玉市が目指すビジョンについて ・長期的に取り組むべき政策について
平成 29 年 1月15日	□第2回まちづくりワークショップ	・小グループによるワークショップ ・小美玉市の将来像を考える ー将来のまちをイメージしてスローガンをつくるー
2月20日	○第1回幹事会	・策定方針について ・小美玉市を取り巻く状況について ・市民意向等の結果概要 ・後期基本計画の達成状況について
3月1日	○第3回策定委員会	・計画策定にかかる課題整理について ・基本構想の骨子案について
3月23日	●第2回審議会	・計画策定にかかる課題整理について ・基本構想の骨子案について

■平成 29 年度

開催年月日・期間	会議等種別	内容・事項
平成 29 年 4月 27 日	・各課原案調査説明会	・各課原案作成に係る説明会の開催
5月 25 日～5月 31 日	・各課原案ヒアリング	・担当課による基本計画原案に対する聞き取り調査
6月 23 日	◆全員協議会 報告	・基本構想（案）について
7月 18 日	○第4回策定委員会	・基本構想（案）について ・基本計画（骨子案）について
7月 24 日	◆全員協議会 報告	・基本構想（案）について ・基本計画（骨子案）について
8月4日	●第3回審議会	・基本構想（案）について ・基本計画（骨子案）について
10月 17 日, 18 日, 20 日	□地域別市民懇談会	・17 日 小川地区（アピオス） ・18 日 玉里地区（コスモス） ・20 日 美野里地区（みの～れ）
11月 7 日	○第5回策定委員会	・小美玉市第2次総合計画（案）について
11月 16 日	●第4回審議会	・小美玉市第2次総合計画（案）について
11月 30 日	◆全員協議会 報告	・パブリックコメントの実施について ・小美玉市第2次総合計画（素案）
12月 18 日～ 平成 30 年 1月 25 日	□市民意見公募 （パブリックコメント）	・小美玉市第2次総合計画（素案）
2月6日	○第6回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・小美玉市第2次総合計画（原案）
2月 14 日	●第5回審議会	・パブリックコメントの結果について ・小美玉市第2次総合計画（原案） ・答申
3月2日	◆全員協議会報告	・小美玉市第2次総合計画（案）について
3月2日	◆議案上程	・小美玉市第2次総合計画基本構想（案）
3月 23 日	◆議案可決	・小美玉市第2次総合計画基本構想（案）

- 市民参画
- ◆ 小美玉市議会
- 小美玉市総合計画審議会
- 小美玉市総合計画策定委員会

3 諮問・答申

① 諮問書

小美玉企調第 154号

平成28年 12 月 27 日

小美玉市総合計画審議会会長 様

小美玉市長 島田穰 一

小美玉市第2次総合計画の策定について(諮問)

小美玉市第2次総合計画の策定に関し、小美玉市総合計画審議会条例(小美玉市条例第25号)第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

諮問理由

小美玉市では、平成 20 年度から平成 29 年度を計画期間とする「小美玉市総合計画」に基づき、「人が輝く 水と緑の交流都市」の将来像の実現に向けて、計画的な行財政運営を進めてきました。

この間、少子高齢化の進行や、価値観・ライフスタイルの多様化、IT環境の急激な進歩・普及、グローバル化の進展など、社会情勢はより著しく変化しており、将来の見通しが立てにくいなか、国は地方経済の活性化を大きな政策課題の一つとして掲げ、すべての自治体が地方創生に取り組んでおり、本市においても、他自治体同様に、より戦略的な計画の立案や、効率的で柔軟な行財政運営が必要となっています。

平成 18 年の合併から 10 年が経過した現在、成熟した市政及び市民意識により、全市が 1 つとなって、より効率的な行財政運営の実現が可能な段階となってきたと考えられます。これらのことを十分に生かしながら、今後の社会情勢を的確に捉え、新たな時代に対応できるまちづくりを進めるため、平成 30 年度を初年度とする「小美玉市第 2 次総合計画」の策定に関し、小美玉市総合計画審議会に諮問し、意見を求めるものです。

② 答申書

平成 30 年 2 月 14 日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市総合計画審議会会長 馬渡 剛

小美玉市第2次総合計画の策定について(答申)

小美玉市総合計画審議会条例(小美玉市条例第 25 号)第2条の規定により、平成 28 年 12 月 27 日に諮問のあった「小美玉市第2次総合計画」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当であると判断しましたので、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の事項に留意して、将来像である『「ひと もの 地域」が輝き はばたくダイヤモンドシティ～見つける。みがく。光をあてる。～』の実現に向けて、創意工夫をもって取り組まれるよう要望します。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、基本施策ごとの基本方針に基づき着実な施策展開を心掛けるとともに、施策目標及び個別施策の進行管理を実施し、P D C Aサイクルによる継続的な改善を図りながら施策・事業の推進に努めること。
- 2 本計画の推進にあたっては、まちづくりの基本理念である「チャレンジ」、「シビックプライド」、「情報発信」の観点からも、市民協働により一層注力するよう努めること。
- 3 本計画の推進にあたっては、「小美玉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、「小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイヤモンドシティ・プロジェクト」における政策（結婚・子育て支援・地域の魅力づくり・雇用創出・定住促進など）を包括し、すべての部門において、その実現を目指して取り組むこと。
- 4 社会情勢の変化に対し、本計画による対応が困難と判断された場合は、迅速かつ柔軟に新たな対応策を検討し取り組むこと。

以上

4 条例等

① 小美玉市自治基本条例

平成 19 年 12 月 20 日

条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 市民(第 5 条—第 7 条)

第 3 章 市議会(第 8 条—第 10 条)

第 4 章 行政(第 11 条・第 12 条)

第 5 章 市政運営

第 1 節 運営の原則(第 13 条—第 17 条)

第 2 節 運営の管理(第 18 条—第 22 条)

第 6 章 その他(第 23 条—第 25 条)

附則

前文

私たちのまち小美玉市は、平成 18 年 3 月 27 日に小川町、美野里町及び玉里村が合併して、新たな第一歩を踏み出しました。市は茨城県のほぼ中央に位置し、南部は日本で第二位の広さを誇る霞ヶ浦に面する、水と緑と美しい空気に恵まれた平坦な地域です。

私たちは豊かな自然を守り、歴史、伝統を継承し、市民がいきいきと輝き心豊かに暮らせるまち、快適で住みやすいまちづくりを目指します。

そのためには、私たち自身がまちづくりの主体であることを改めて認識し、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参画していく必要があります。

私たちは、個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことを自治の基本理念とし、情報共有、参画及び協働を基本原則として、市のあり方、市民のあり方、市政運営等の基本を定め、市民自治によるまちづくりを推進するため、ここに小美玉市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小美玉市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市及び市議会の責務等、市政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(条例の位置づけ)

第 2 条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例に最大限適合しなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、又は働く者、学ぶ者並びに市内において活動を行う企業や NPO 法人、ボランティア団体をいう。
- (2) 市議会 小美玉市議会及び小美玉市議会議員をいう。
- (3) 市 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市の執行機関を含めた地方公共団体としての小美玉市をいう。
- (4) まちづくり 快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (5) 協働 地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために共に考え、協力し、行動することをいう。

(基本原則)

第4条 市及び市民は、次に掲げる原則に基づき市政運営を行うこととする。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民参画のもとで市政が行われること。
- (3) 協働の原則 協働してまちづくりを行うこと。

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安全で安心な生活を送る権利を有する。

- 2 市民は、市議会及び市の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市政運営に参画する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の基本理念に基づき、まちづくりに取り組む責務を有する。

- 2 市民は、政策形成等に参画する際、自らの発言行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため子どもたちが夢と希望をもって成長できるまちづくりを推進しなければならない。
- 4 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(コミュニティ)

第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動の促進に必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、幸福の実現のためコミュニティ活動に対して理解を深め、その活動に参加、協力しなければならない。

第3章 市議会

(市議会の権限)

第8条 市議会は、市の議決機関であり、市政運営を監視し、政策の立案等を行う権限を有する。

(市議会の責務)

- 第9条 市議会は、市民からの信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。
- 2 市議会は、保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行わなければならない。

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、自治の基本理念に基づき、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 行政

(市長の責務)

第11条 市長は、市の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、市民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。

3 市長は、市政の基本方針、政策を明らかにし、効率的な市政運営に努めなければならない。

(職員の責務)

第12条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

第5章 市政運営

第1節 運営の原則

(総合計画)

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

2 市は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

3 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

(財政)

第14条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うよう努めなければならない。

2 市は、財政状況に係る情報、予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

(情報共有等)

第15条 市は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。

(個人情報保護)

第16条 市は、保有する個人情報について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第17条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し、共通する事項を定めることによって、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

第2節 運営の管理

(説明責任)

第18条 市は、政策の実施状況や評価について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかにかつ誠実に応えるよう努めなければならない。

(危機管理)

第 19 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命、財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

(協働)

第 20 条 市及び市民は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。
この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

(男女共同参画)

第 21 条 まちづくりへの参画は男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則としなければならない。

(パブリックコメント)

第 22 条 市は、重要な事案等の策定にあたり、公正の確保と透明性の向上を図るため、事前に案を公表し、市民から提出された意見を考慮して、意思決定をしなければならない。

第 6 章 その他

(国、茨城県及び関係地方公共団体等との連携)

第 23 条 市は、国、茨城県及び関係地方公共団体等と相互に連携を図りながら適切に対処するよう努めなければならない。

(市民の日)

第 24 条 市は、市民が市の歴史を知り自治の意識を高め、まちづくりの主体であることを確認する日として市民の日を設ける。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

② 小美玉市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に基づき、小美玉市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、小美玉市総合計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

(1) 市議会議員

(2) 識見を有する者

(3) 関係機関及び市民等

(任期)

第 4 条 審議会委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

2 補欠によって就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員会)

第 6 条 審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成員は、審議会委員のうちから会長が委嘱する。

3 専門委員会は、市長から諮問を受けた特定事案について調査審議し、会長を通し市長に答申する。

(会長及び副会長)

第 7 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

③ 小美玉市総合計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日

訓令第 94 号

(設置)

第 1 条 小美玉市総合計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小美玉市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (3) その他総合計画策定についての重要な事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には教育長、委員には各部局支所長等をそれぞれ充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めた者とする。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 策定委員は、市長が任命する。

(部会等)

第 4 条 策定委員会の補助機関として部会及びワーキングチームを置く。

- 2 部会は課長の職にある者、ワーキングチームは課長補佐以下の職にある者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置くものとし、部会長は委員長が指名するものとする。

(会議の開催)

第 5 条 策定委員会の会議は委員長が、部会及びワーキングチームにあっては、当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係機関、団体、職員及び有識者等を出席させ、事案について説明又は意見を求めることができる。

(委託)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的機関へ策定に必要な調査・検討を委託することができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 120 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5 審議会委員名簿

① 小美玉市総合計画審議会委員名簿

選 出 区 分	役職名	氏 名
(1) 市議会議員		市 村 文 男
〃		藤 井 敏 生
〃		笹 目 雄 一
〃		大和田 智弘
〃		戸 田 見 成
(2) 識見を有するもの	会 長	馬 渡 剛
(3) 関係機関及び市民等		信 戸 勲
〃		北 村 一 郎
〃		立 原 陽 子
〃		菊 地 方 美
〃		小 島 健 一
〃		竹 内 昌 信
〃	副会長	三 輪 挺 子
〃		白 根 澤 勝
〃		佐 久 一 雄
〃		澤 畠 照 子
〃		清 水 英 樹
〃		佐 賀 弘 美
〃		大曾根 光江
〃		前 野 恵 美 子





第2次小美玉市総合計画 2018－2027
「ひと もの 地域」が輝き はばたくダイヤモンドシティ

平成30年3月
茨城県 小美玉市 企画財政部 企画調整課
〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835
TEL 0299-48-1111 FAX 0299-48-1199
URL <http://city.omitama.lg.jp>
